

## 吹田市社会福祉審議会規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（令和元年吹田市条例第 30 号）に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法の例による。

## (審議会の組織)

第 3 条 審議会は、委員 19 人以内及び臨時委員若干人で組織する。

2 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、3 年とする。ただし、7 月 1 日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後 2 年を経過した日以後における最初の 6 月 30 日までとする。

3 委員等は、再任されることができる。

4 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議会の副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (全体会)

第 5 条 全体会は審議会の委員長及び副委員長並びに専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員で組織する。

2 全体会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 全体会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門分科会)

第 6 条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

(1) 地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事項

- (3) 障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項  
(専門分科会の組織)

第7条 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める委員等で組織する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 委員長が指名する委員等5人以内
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 委員長が指名する委員等20人以内
- (3) 児童福祉専門分科会 市長が指名する委員等5人以内
- (4) 地域福祉計画推進専門分科会 市長が指名する委員等10人以内
- (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 市長が指名する委員等17人以内

- (6) 障がい者施策推進専門分科会 市長が指名する委員等14人以内

(専門分科会の会長及び副会長)

第8条 専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等の互選(身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名)により定める。

- 2 会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第9条 専門分科会の会議の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 2 第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。

- 3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。  
(審査部会)

第10条 身体障害者福祉専門分科会の審査部会は育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

- 2 前項に規定する事項を調査審議する委員等は、身体障害者福祉専門分科会に属する委員等のうちから、委員長が指名する。
- 3 審査部会に属する委員等は、それぞれ独立して政令第3条第1項に規定する調査審議及び第1項に規定する事項の調査審議を行う。
- 4 委員等が調査審議した事項に関し決した内容は、これをもって審査部会の決議とする。
- 5 審査部会において第1項に規定する事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

## (部会)

- 第 1 1 条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属するべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあつては委員長が、その他の部会にあつては当該部会を置く専門分科会の会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。
- 5 部会の運営については、第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

## (意見の聴取等)

- 第 1 2 条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の人に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (委員等の守秘義務)

- 第 1 3 条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は公開しない。
- 2 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## (庶務)

- 第 1 4 条 審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。
- 2 専門分科会、審査部会又は部会の庶務は、専門分科会、審査部会又は部会を所管する室又は課において処理する。

## (委任)

- 第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後初めて委嘱する委員等の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 3 0 日までとする。